

6 その他の制度・手当

※各制度の内容については変更となることがありますのでお問い合わせください。

児童手当

児童手当は、次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で支援する観点から、中学校修了までのお子さんを養育する方に支給する制度です。

支給対象者	中学校修了までのお子さんを養育している方(所得制限あり) ※お子さんが海外に住んでいたり、児童福祉施設等に入所している場合等は支給対象にならない場合があります。	子ども福祉課 22-3111 IP 050-5528-5071
支給の額	お子さん1人につき、0歳～3歳は月額15,000円、3歳～小学生は月額10,000円(第3子以降は月額15,000円)、中学生は月額10,000円 ※所得制限を超える世帯の場合は、お子さん1人につき月額5,000円 ※児童手当では、「18歳に達する日以後最初の3月31日までにある子(児童福祉施設等に入所している児童を除く)」を年長者から第1子、第2子…と数えます。	
支給月	6月、10月、2月 ※それぞれの前月までの分を支給します。	

児童扶養手当

児童扶養手当は、ひとり親家庭の児童について、その父・母又はその養育者に対し支給されます。

支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 父母が婚姻を解消した ・ 父母のいずれかに重い障害がある ・ 父母のいずれかが死亡した ・ 婚姻によらずに出生した 	などに該当する、18歳に達した以後最初の3月31日までの間にある児童(20歳未満で一定の障害にある児童を含む)を養育していること。	子ども福祉課 22-3111 IP 050-5528-5071
手当の額	児童1人で全部支給の場合月額42,000円、2人目は5,000円加算、3人目からは1人につき3,000円が加算されます。		
支給月	4月、8月、12月 ※それぞれの前月までの分を支給します。		
支給の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受給資格者本人又はその扶養義務者の所得が一定の額を超えるとき、支給額の一部又は全部が支給停止となります。 ・ 児童、父母又は養育者が公的年金を受けるときや児童が父または母に支給される障害年金の加算対象となる場合は、年金受給額を差し引いて支給します。 		

日立市遺児福祉金

昭和52年4月から発足した日立市独自の制度で、父、母又は両親が死亡した児童の養育者に対して支給されます。

支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 父・母又は両親が死亡した児童で義務教育終了前(15歳に達した日の属する学年の末日以前をいい、同日以後引続いて中学校に在学する間を含む。)の児童であること。 ・ 受給者は、遺児と同居し、これを監護し、その生計を維持する養育者で、別に定める基準日現在日立市に引続き1年以上居住していること。 	子ども福祉課 22-3111 IP 050-5528-5071
支給の額及び支給月	支給額は、遺児1人につき年36,000円で、9月と3月に各々18,000円を支給します。	

第1章

6

その他の制度・手当

特別児童扶養手当

精神又は身体に障害のある児童を監護する父母又は父母に代わってその児童を扶養しているかたに対し支給されます。

手当の対象となる児童 20歳未満で次のいずれかに該当する児童

手当等級	障 害 の 程 度	手当の額	障害福祉課 22-3111 IP 050-5528-5074
1 級	身体障害者手帳のおおむね1級・2級程度に該当する児童（内科的疾患を含む。）療育手帳の総合判定がマルA・A程度の知的障害者又は同程度の精神障害のある児童	月額 51,100円	
2 級	身体障害者手帳のおおむね3級程度に該当する児童（内科的疾患を含む。下肢障害については4級の一部を含む。）、療育手帳の総合判定がB程度の知的障害者又は同程度の精神障害のある児童	月額 34,030円	
児童が、日本国内に住んでいない場合、障害を支給事由とする年金等を受けることができる場合、児童が、児童福祉施設等に入所している場合		手当の支給対象とならない場合	
本人、その配偶者又は扶養義務者の前年の所得が、それぞれ一定額以上ある場合は、手当の支給が停止されます。			

留意事項 児童が20歳になったら障害基礎年金の受給について、国民健康保険課にご相談ください。

障害児福祉手当

精神又は身体に重度の障害を有するかたに支給します。

対 象 者	精神又は身体の障害が重度であり、日常生活において常に介護を必要とする20歳未満のかた。	障害福祉課 22-3111 IP 050-5528-5074
手 当 の 額	月額14,480円	
手当の支給対象とならない場合	障害を支給事由とする年金等の給付を受けることができる場合。施設等に入所している場合。	
所得による支給制限	本人、その配偶者又は扶養義務者の前年の所得が、それぞれ一定額以上ある場合は、手当の支給が停止されます。	

日立市特別福祉手当

この手当は、障害者の福祉の増進を図るために、身体等に障害があるかた又はその保護者に支給されます。

対 象 者		手当の額	障害福祉課 22-3111 IP 050-5528-5074
① 身体障害者	◇身体障害者手帳1級又は2級のかた ◇身体障害者手帳3級で20歳未満のかた ◇身体障害者手帳下肢障害4級で20歳未満のかた	月額 3,000円	
② 知的障害者等	◇療育手帳マルA又はAのかた ◇療育手帳Bで20歳未満のかた ◇身体障害者手帳3級と療育手帳Bの両方を所持しているかた ◇身体障害者手帳4級と療育手帳Cの両方を所持しているかたで20歳未満のかた		
③ 精神障害者等	◇精神障害者保健福祉手帳1級のかた ◇精神障害者保健福祉手帳2級で20歳未満のかた ◇精神障害者保健福祉手帳2級と身体障害者手帳3級の両方を所持しているかた ◇精神障害者保健福祉手帳3級と身体障害者手帳4級の両方を所持しているかたで20歳未満のかた		
④	◇特別児童扶養手当1級又は2級のかた	月額 2,000円	
⑤	◇上記に該当しないかたで、母子療育ホーム、しいの木学園、ひまわり学園、太陽の家、日立特別支援学校に在籍するかた		

※次のいずれかに該当するときは支給されません。

- 障害者が「障害児福祉手当」又は「特別障害者手当」を受けているとき
- 障害者が施設（特別養護老人ホームなど）に入所しているとき
- 障害者の介護者が「日立市穏たきり老人等介護慰労金」を受けているとき